## 「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）（案）」を公表します
### ～ご意見をお寄せください～

都と特別区および26市2町では、都市計画道路を計画的・効率的に整備するために連携しながら、おおむね10年間で優先的に整備すべき路線を定めた「事業化計画」を過去3回にわたり策定し、事業の推進に努めてきました。

現行の「区部における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）」および「多摩地域における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）」は27年度までの計画としており、第四次事業化計画では、より効率的な道路整備を推進していくため、区部と多摩地域を統合した東京都全体の事業化計画を策定します。

27年5月には、これからの道路整備の基本理念や基本目標に加え、将来の都市計画道路ネットワークの検証や優先整備路線の選定における考え方などを示した「中間のまとめ」を公表し、都民の皆さんからご意見をいただきました。その後、皆さんからのご意見も参考にしながら、ネットワークの検証や優先整備路線の選定の具体的な作業を進め、このたび「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）（案）」を取りまとめました。今後、同案に対する皆さんからのご意見・ご提案も参考に、整備方針を策定していきます。皆さんからのご意見・ご提案をお待ちしています。

**【閲覧方法】**都と特別区および26市2町の各ホームページ、都民情報ルーム（都庁第一庁舎3階）、都内各市区町の窓口でご覧いただけます

**【ご意見の提出方法】**2月10日（水）までに（消印有効）、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）（案）について」と明記して、ご意見（様式は自由）、可能な限り、性別・年齢・住所を記入の上、〒163－8001、都庁街路計画課宛て郵送、ファクス（03・5388・1354）、電子メール（S0000179@section.metro.tokyo.jp）または直接同課へ持参してください

詳細は都ホームページ（http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kiban/tokyo/iken.html）をご覧いただくか、同課☎03・5388・3379へ。

**【パネル展示の開催】**同案について1月18日（月）～22日（金）に、市役所1階屋内ひろばでパネル展示を行ないます。ぜひお立ち寄りください

詳しくは市道路計画課道路交通計画係☎470・7768へ。

## 「東村山都市計画道路3・4・20号線」工事などの説明会を開催します

現在事業中の「東村山都市計画道路3・4・20号線（神宝町一丁目～二丁目地内）」について、今年から道路工事に着手するため、工事などに関する説明会を開催します。

**【日時】**1月12日（火）午後7時～8時ごろ

**【会場】**東部地域センター講習室

※車での来場はご遠慮ください。

**【説明内容】**事業概要、全体スケジュール、道路工事の流れ、沿道のまちづくりについて

詳しくは道路計画課道路交通計画係☎470・7768へ。

## 「東久留米市家庭ごみ有料化に向けた実施計画（案）」についてパブリックコメント（ご意見）を募集します

市では、資源循環型社会の形成に向け、さらなるごみの減量化・資源化の取り組みを全市的なものとしていくため、「家庭ごみ有料化に向けた実施計画（案）」を作成しました。多くの市民の皆さんのご意見をお聞かせください。

**【閲覧期間・場所】**閉庁日・休館日を除く1月12日（火）～2月1日（月）に、ごみ対策課（八幡町2ノ10ノ10）、市政情報コーナー（市役所2階）、中央・滝山・東部・ひばりが丘の各図書館、市ホームページでご覧いただけます

**【ご意見の提出方法】**2月1日（月）までに（必着）、「家庭ごみ有料化に向けた実施計画（案）への意見」と明記して、住所・氏名・年代（例＝30代）、ご意見（書式は自由。A4判用紙1枚程度にまとめて）を記入の上、〒203－0042、八幡町2ノ10ノ10、ごみ対策課宛て郵送、ファクス（477・6755）、電子メール（gomitaisaku@city.higashikurume.lg.jp）または直接持参してください

※電話や口頭での受け付けはできません。お寄せいただいたご意見は、個人情報を除いた上で要約し、後日市ホームページで公表します。ご意見の返却や個別の回答は行いません。

詳しくは同課☎473・2117へ。

## 資源集団回収報奨金（後期分）の交付申請を受け付けます
### 申請には必ず代表者印の持参を

新聞・雑紙（ざつがみ）・段ボール・古布・アルミ缶などは、家庭から出されるごみの中で「資源」として再利用できるものです。市では、市民の皆さんで組織する団体が、このような資源ごみを市が指定する再生資源取扱業者に引き渡した場合、その回収量に応じて報奨金を交付する資源回収報奨金制度を設けています。

今回は、27年2月～28年1月に実施した資源集団回収を対象に、報奨金の交付申請を受け付けます。

**【対象団体】**市内在住の方で構成する自治会・子ども会・婦人会・PTAなど

**【報奨金交付額】**回収実績量に応じて1キログラム当たり9円

**【申請受付日時】**2月1日（月）～10日（水）の午前9時～11時半と午後1時～4時半（ただし7日〈日〉を除く）

**【申請会場】**市役所5階501会議室。2月6日（土）のみ、ごみ対策課庁舎（八幡町2ノ10ノ10）

**【必要書類】**回収業者からの資源回収実施報告書▼代表者の認め印（スタンプ式不可）▼振込先の金融機関の通帳（ゆうちょ銀行の場合は店名の数字と7桁の口座番号が必要）▼団体が確認できる規約または名簿など

**【ご注意】**必ず代表者の印鑑を持参してください。申請に来る方の印鑑ではありません。必要書類などに不備があると、受け付けできない場合があります

※報奨金交付申請用紙一式は、申請会場で配布しています。なお、申請書は市ホームページからも取得できます。

詳しくはごみ対策課☎473・2117へ。

## 確定申告書は国税庁ホームページで作成できます

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナー（https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/kakutei.htm）の画面の案内に沿って金額などを入力すると、税額などが自動的に計算され、所得税・復興特別所得税・消費税・地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成することができます。作成した確定申告書は、印刷をすれば税務署に提出できます。また、「e－Tax（イータックス）」（電子申告）を利用して提出することで、税務署に行かずに自宅から申告することもできます。

なお、申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知などによる納税のお知らせはありません。納付には便利な振替納税をご利用ください。

国税庁ホームページでは、ほかにも申告・申請に必要な書類や各種手引きなどを出力できます。

詳細は確定申告書等作成コーナーの操作についてがe－Tax・作成コーナーヘルプデスク☎0570・01・5901（祝日を除く月曜～金曜日）、e－Taxについてがe－Taxホームページ（http://www.e-tax.nta.go.jp/）をご覧ください。なお、申告に関するご質問などは、最寄りの税務署に問い合わせてください。

詳しくは東村山税務署☎042・394・6811へ。

## 市税などの納付にご協力ください

2月1日（月）は、市民税・都民税第4期、国民健康保険税第7期、後期高齢者医療保険料第7期の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）・コンビニでお納めください。

詳しくは納税課☎470・7729へ。

## 出張申告のご案内

市民税・都民税の申告、所得税の確定申告の出張申告を下表の会場で行います。

**【ご注意】**各会場で受け付けできる確定申告は、提出のみの方および簡易な申告の方のみです▼各会場とも車での来場はご遠慮ください

詳しくは課税課市民税係☎470・7777（内線2333～2337）へ。

**出張申告の会場・日程**

| 会場 | 日程 | 受付時間 |
|---|---|---|
| わくわく健康プラザ1階講堂 | 2月1日(月)・2日(火) | 午前9時半～11時<br>午後1時～4時 |
| 東部地域センター1階講習室 | 2月3日(水) | |
| 南部地域センター2階講習室 | 2月4日(木) | |
| 竹丘地域市民センター第1会議室（清瀬市竹丘1－11－1） | 2月12日(金) | 午前9時～11時<br>午後1時～4時半 |

## 事業者の皆さんへ
### 従業員の個人住民税は特別徴収で

従業員（給与所得者）の個人住民税は、事業主が従業員に代わり、毎月給与から差し引き、納入する「特別徴収」が原則です。特別徴収の場合、税額計算や年末調整をする手間が掛かりません。

都と都内の市区町村では、29年度から特別徴収を徹底していきます。ご理解とご協力をお願いします。

詳しくは課税課市民税係☎470・7777（内線2333～2337）へ。

## 個人番号通知カードの誤交付について（お詫び）

27年12月11日に市民課窓口で、個人番号通知カードの誤交付が1件発生しました。担当者が誤って、通知カードを保管するファイルの中から隣のファイルを抜き出し、交付してしまったものです。誤って交付した通知カードは、13日に回収し、正しい通知カードを交付しました。回収した通知カードは、14日に個人番号の変更処理を行いました。

今後は、ファイルを抜き出す際に担当者が券面情報の確認を十分行うことは当然として、他の発行処理担当者による照合確認により、複数で確認を行うことを徹底し、市民の皆さまの信頼回復に努めてまいります。

詳しくは市民課住民記録係☎470・7722へ。

## 介護保険制度で税控除を受けるための申告のご案内

### 高齢者のおむつ代（医療費控除）の申告

高齢者のおむつ代を医療費控除の対象として税務署に申告する場合、おむつ代の領収書に添付する書類として、1年目は医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要ですが、2年目以降の申告には、市が発行する「主治医意見書の内容確認書」で代用できます。

**【対象】**次の①～③の全てに該当する場合に、市で確認書を発行します。

①前年度に引き続き、28年度の税申告で27年中に購入したおむつ代を税申告する方②27年中に介護保険の要介護認定を受けている方③主治医意見書の内容により、「寝たきり状態にあること」および「尿失禁の発生の可能性があること」が確認できる方

### 障害者控除の認定書の発行

所得税の確定申告や市民税・都民税の申告を行う際に、27年12月31日現在、市内在住の65歳以上の方で、次の①・②のいずれかに該当する場合は、認定書を発行します。

**【対象】**介護保険の要介護・要支援認定を受けている方で、①知的障害者（軽度・中度・重度）に準ずる方②身体障害者（1級～6級）に準ずる方

**【ご注意】**障害者手帳などを既にお持ちの方は、手帳の提示などにより申告することができますが、障害者控除が受けられる場合であっても、認定書により要件を満たせば、特別障害者控除が受けられる場合があります

詳しくは介護福祉課介護サービス係☎470・7777（内線2553～2556）へ。